

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営住宅の管理について、現在、管理を代行している滋賀県住宅供給公社との協定が平成23年度を持って終了することから、指定管理者制度を導入することとし、これに伴い滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県営住宅の管理について、管理の代行の規定を削除し、新たに指定管理者による管理の規定について定めることとします。(第37条関係)
- (2) 指定管理者の指定の手續について定めることとします。(第38条関係)
- (3) 指定管理者の指定等の告示について定めることとします。(第39条関係)
- (4) 指定管理者の管理の基準等について定めることとします。(第40条関係)
- (5) その他
 - ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 県営住宅(特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2、第30条および第37条において同じ。)に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第5条～第36条 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 県営住宅(特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。)に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第5条～第36条 略</p>
<p>(管理の代行)</p> <p>第37条 知事は、<u>県営住宅および共同施設の法第3章の規定による管理(家賃の決定ならびに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収および減免に関するものを除く。以下この条において同じ。)</u>を滋賀県住宅供給公社(以下「公社」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県営住宅および共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を公社に行わせることができる。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定により入居者を公募し、または同項ただし書(第4号を除く。)の規定により特定の者を県営住宅に入居させること。</p> <p>(2) 第7条第1項から第4項までの規定により入居者を決定し、同条第2項の規定により実情を調査し、または同条第5項もしくは第6項の規定により入居決定者に通知すること。</p> <p>(3) 第8条第1項の規定により入居補欠者を定め、または同条第2項の規定により実情を調査し、もしくは入居者を決定すること。</p> <p>(4) 第9条第2項の規定による期間の変更の承認をし、同</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第37条 知事は、<u>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に、<u>県営住宅および共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)</u>を行わせることができる。</p> <p>(1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務</p> <p>(2) 家賃等の収納に関する業務</p> <p>(3) 入居者への指導および連絡に関する業務</p> <p>(4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務</p>

条第3項の規定により保証人の連署を必要としないこととし、同条第4項の規定により入居の決定を取り消し、または同条第5項ただし書の規定による入居日の変更の承認をすること。

(5) 第9条の2第1項の規定により連帯保証人を認定し、同条第2項の規定による連帯保証人の変更の承認をし、または同条第3項の規定により届出を受理すること。

(6) 第9条の3第1項の規定による同居の承認をすること。

(7) 第10条第1項の規定による入居の承継の承認をすること。

(8) 第17条第2項の規定による修繕または費用の負担の選択をすること。

(9) 第20条の規定により届出を受理すること。

(10) 第22条ただし書の規定による併用の承認をすること。

(11) 第23条第1項ただし書の規定による模様替えまたは増築の承認をすること。

(12) 第24条第1項の規定により収入超過者を認定し、もしくは通知し、または同条第2項の規定により意見の内容を審査し、もしくは認定を更正すること。

(13) 第25条第1項の規定により高額所得者を認定し、もしくは通知し、同条第2項の規定により意見の内容を審査し、もしくは認定を更正し、同条第3項の規定により高額所得者に対し明渡しを請求し、または同条第8項の規定により期限を延長すること。

(14) 第27条第1項の規定により第25条第1項の規定による高額所得者の認定または法第30条の規定によるあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、または書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求めること。

(15) 第28条第1項の規定により届出を受理し、もしくは検査をさせ、または同条第3項の規定による検査をさせ、もしくは指示をさせること。

(16) 第29条第1項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、または同条第5項の規定により入居者に通知する

こと。

(17)前条第1項の規定により住宅監理員を置き、同条第2項の規定により住宅監理員を任命し、または同条第3項の規定により住宅管理人を置くこと。

(18)法第30条第1項の規定によるあっせん等をする

こと。

(19)法第32条第6項の規定により入居者に通知する

こと。

3 第1項の規定により知事が公社に県営住宅および共同施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第7条第1項中「知事」とあるのは「公社の理事長」と、第17条第1項中「県の」とあるのは「県および公社の」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続)

第38条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の告示)

第39条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(敷地の目的外使用)
第38条 略

(罰則)
第39条 略

(規則への委任)
第40条 略

(指定管理者の管理の基準等)

第40条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に管理業務を行うこと。

(2) 県営住宅および共同施設の維持および修繕を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 管理業務の実施に関し必要な事項

(3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅および共同施設の適正な管理に関し必要な事項

(敷地の目的外使用)
第41条 略

(罰則)
第42条 略

(規則への委任)
第43条 略